

答 申 書

事件番号 令和7年（み行審）第1号

答申番号 令和8年答申第1号

答 申 日 令和8年3月31日

（審査庁） みよし市長 小 山 祐 様

みよし市行政不服審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、処分庁みよし市長（市民経済部税務課取扱い）が審査請求人に対し令和7年6月10日付けで行った令和7年度市民税・県民税及び森林環境税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が取消しを求めている事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

（1）市民税及び県民税の賦課処分について

ア 個人の市民税及び県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされている（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第39条及び第318条、愛知県県税条例（昭和25年愛知県条例第24号。以下「県税条例」という。）第42条の7、みよし市税条例（昭和29年三好村条例第5号。以下「市税条例」という。）第36条）。

イ 個人の市民税は、市内に住所を有する個人に対し、均等割額及び所得割額の合算額により課するとされている（法第294条第1項第1号、市税条例第25条第1項第1号）。

ウ 個人の県民税は、県内に住所を有する個人に対し、均等割額及び所得割額の合算額により課するとされている（法第24条第1項第1号、県税条例第42条第1項第1号）。

エ 個人の県民税の賦課徴収は、当該県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとしてされている（法第41条第1項）。

オ 個人の市民税は、均等割の税率が3,000円であるとされている（法第310条、市税条例第30条第1項）。

カ 個人の県民税は、均等割の税率が1,000円であるとされている（法第38条、県税条例第42条の6）。ただし、平成21年度から令和10年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第42条の6の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とするとされている（あいち森と緑づくり税条例（平成20年愛知県条例第2号）第2条）。

キ 個人の市民税は、均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができないとされている（法第295条第3項）。

市税条例で定める金額は、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者である（市税条例第26条第2項）。

同一生計配偶者及び扶養親族であるかの判定は、前年の12月31日の現況によるものとする（法第34条第8項、第314条の2第8項）。

ク 道府県は、個人の市町村民税の均等割を課することができないとされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税の均等割を課することができないとされている（法第24条の5第3項）。

ケ 個人の市民税及び県民税は、当分の間、所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年の所得について総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、所得割を課することができないとされている（法附則第3条の3第1項及び第4項、市税条例附則第5条第1項）。

コ 次のいずれかに場合に該当する者に対しては、市民税・県民税の均等割及び所得割を課することができないとされている（法第24条の5第1項及び第3項、第295条第1項及び第3項、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第47条の3、市税条例第26条）。

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者

(イ) 障害者（法第23条第1項第10号及び第292条第1項第10号）、未成年者、寡婦（法第23条第1項第11号及び第292条第1項第11号）又はひとり親（法第23条第1項第12号及び第292条第1項第12号）（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

サ 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とするとされ、また、この法又はこれに基づく政令で特別

の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定するものとされている（法第32条第1項、第2項、第313条第1項、第2項、市税条例第32条第1項、第2項）。

シ 公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額とされている（所得税法第35条第2項第1号）。

ス 年齢が65歳以上である個人の公的年金等控除額は、その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額が1,000万円以下である場合は次に掲げる金額の合計額（当該合計額が110万円に満たない場合には、110万円）とされている（所得税法第35条第4項第1号、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の15の3第1項）。

個人の年齢が65歳以上であるかどうかの判定はその年12月31日の年齢によるものとされている（租税特別措置法第41条の15の3第4項）。

(ア) 40万円

(イ) その年中の公的年金等の収入金額から50万円を控除した残額の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

a 当該残額が360万円以下である場合 当該残額の100分の25に相当する金額

b 当該残額が360万円を超え720万円以下である場合 90万円と当該残額から360万円を控除した金額の100分の15に相当する金額との合計額

c 当該残額が720万円を超え950万円以下である場合 144万円と当該残額から720万円を控除した金額の100分の5に相当する金額との合計額

d 当該残額が950万円を超える場合 155万5,000円

セ 所得控除は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から一定の控除を行うもので、基礎控除は納税義務者の前年の合計所得金額が2,400万円以下である場合は43万円を、社会保険料控除は自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合はその支払った金額を、所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、それぞれ控除するものとされている（法第34条第1項第3号、第2項、第314条の2第1項第3号及び第2項）。

ソ 課税標準額は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から所得控除額を控除して求める。所得控除額を差し引いて計算した課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるとされている（法第20条の4の2第1項、第35条第2項、第314

条の2第1項第11号及び第2項)。

タ 所得割の税率は、市民税につき100分の6、県民税につき100分の4であり、所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下「合計課税所得金額」という。）に税率を乗じて得た金額とされている（法第35条第1項、第314条の3第1項、県税条例第42条の4第1項、市税条例第33条の3第1項）。

チ 税額控除は、所得割の額から一定額の控除を行うものである。このうち、調整控除は、合計課税所得金額が200万円以下である場合は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の5（うち市民税100分の3、うち県民税100分の2）に相当する金額を控除するものとされている（法第37条第1号、第314条の6第1号、市税条例第33条の6第1号）。

(ア) 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号のイの表（個人の県民税にあつては、法第37条第1号イの表）の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(イ) 当該納税義務者の合計課税所得金額

ツ 地方税の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるとされている（法第20条の4の2第3項）。

(2) 森林環境税の賦課処分について

ア 森林環境税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされている（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第6条）。

イ 森林環境税法の施行地に住所を有する個人に対しては、国が均等の額により森林環境税を課するとされている（森林環境税法第3条）。

ウ 森林環境税の税率は、1,000円とするとされている（森林環境税法第5条）。

エ 森林環境税の賦課徴収は、住所所在市町村が、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割の賦課徴収の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて行うものとする（森林環境税法第7条第1項）。

オ 国は、前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者に対しては、森林環境税を課しないとされている（森林環境税法第4条第1項第3号）。

政令で定める金額は、35万円に、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（当該年度の初日の属する年の前年の12月31日における地域の級地区分とする。）ごとに、総務省令で定める率で、住所所在市町村が同日において該当した当該地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額に、森林環境税法の施行地に住所を有する者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた

数を乗じて得た金額に、１０万円を加算した金額とするとされている（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和４年政令第３００号）第１条第１号）。

みよし市における総務省令で定める率は、生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号）でみよし市は３級地であるとされているところ、３級地は０．８とするとされている（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成３１年総務省令第４０号）第１条第２項第３号）。

２ 処分内容及び理由

処分庁は、審査請求人に対し、令和７年度分の市民税・県民税及び森林環境税を、関係法令の規定に基づき賦課決定を行った。

処分庁は、審査請求人の令和６年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）に基づき、公的年金等に係る雑所得の金額を算出し、社会保険料控除及び基礎控除を適用した結果、課税総所得金額が算定された。これに法定税率を適用し、調整控除を行ったうえで、市民税・県民税の所得割及び均等割並びに森林環境税を賦課した。

また、審査請求人の前年所得及び扶養状況を踏まえた結果、関係法令で定める非課税基準に該当しないため、均等割及び所得割を課することができる者として処分が行われた。

３ 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和７年６月１２日	審査請求人により、本件審査請求が申し立てられた。
同年１０月９日	審理員が指名された。
同年１０月２８日	みよし市長（処分庁）より弁明書及び証拠書類が提出された。
同年１１月２１日	審査請求人より反論書が提出された。
同月２５日	審査請求人より口頭意見陳述申立書が提出された。
同年１２月４日	処分庁より再弁明書が提出された。
同年１２月２２日	口頭意見陳述を実施した。
令和８年３月６日	再反論書等の提出がなく、双方の主張は尽くされたとして審理手続を終結した。
同年３月９日	審理員より審理員意見書が提出された。
同年３月１２日	当審査会において審議を行った。

第４ 審理員意見書の要旨

１ 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における陳述内容を総合すると、必ずしも明確ではない部分もあるが、その趣旨を善解すれば、概ね次のとおりであると解される。

- (1) 審査請求人の令和6年中の年金収入は●●●万円であり、年間年金収入が148万円以下に該当するため、非課税となる。
- (2) 源泉徴収税額の合計額が●●●●円であることから、住民税（市民税・県民税）も非課税となる。
- (3) 審査請求人は、自身が障害者、未成年者、ひと親又は寡夫に該当し、かつ前年の合計所得金額が135万円以下であるから、住民税は非課税となる。
以上のとおり、審査請求人は、本件処分は違法であるとして、その取消しを求めるものである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 公的年金等に係る雑所得の金額

審査請求人は令和6年12月31日当時の年齢が75歳である。公的年金等に係る所得の算定においては、法及び所得税法の規定に基づき、公的年金等控除額が年齢に応じて異なるため、年齢の判定はその年の12月31日現在の年齢によって行うこととされている。

本件確定申告書のとおり、審査請求人の同年中の公的年金等収入金額は●●●万●●●●円である。当該収入金額から50万円を控除した残額が●●●万●●●●円（360万円以下）であり、当該残額の100分の25に相当する金額と40万円の合計額が●●万●●●●.●●円である（110万円に満たない）から、審査請求人の公的年金等に係る雑所得金額は、前記収入金額から公的年金等控除額110万円を控除した●●万●●●●円となる。

なお、審査請求人に同年中に公的年金等以外の収入はないため、審査請求人の雑所得の金額は、公的年金等に係る雑所得の金額と同額の●●万●●●●円となる。

(2) 合計所得金額

前記(1)より、審査請求人に令和6年中、公的年金等に係る雑所得以外の所得はないため、審査請求人の同年中の合計所得金額は、雑所得の金額（前記(1)）と同額の●●万●●●●円となる。

(3) 総所得金額

前記(1)より、審査請求人に令和6年中、公的年金等に係る雑所得以外の所得はないため、審査請求人の同年中の総所得金額は、雑所得の金額（前記(1)）と同額の●●万●●●●円となる。

(4) 総所得金額から控除する金額

ア 社会保険料控除額

本件確定申告書のとおり、審査請求人が令和6年中に支払った社会保険料の金額は●●万●●●●円であるから、社会保険料控除額は、当該金額と同額の●●万●●●●円となる。

イ 基礎控除額

審査請求人の合計所得金額は前記(2)のとおり、●●万●●●●円（2,40

0万円以下)であるから、基礎控除額は、43万円となる。

(5) 課税総所得金額

審査請求人の令和7年度分の市民税・県民税に係る課税総所得金額は、前記(3)の総所得金額●●万●●●●円から前記(4)ア及びイの合計額●●万●●●●円を控除した●●万●●●●円(1,000円未満の端数切捨て)となる。

(6) 合計課税所得金額

審査請求人に令和6年中の退職所得及び山林所得はないため、審査請求人の令和7年度分の市民税・県民税に係る合計課税所得金額は、課税総所得金額(前記(5))と同額の●●万●●●●円となる。

(7) 所得割の額(調整控除前)

前記(6)のとおり、合計課税所得金額は●●万●●●●円であるから、審査請求人の令和7年度分の市民税・県民税に係る調整控除前の所得割の額は、市民税が●万●●●●円(●●万●●●●円×6パーセント)、県民税が●万●●●●円(●●万●●●●円×4パーセント)となる。

(8) 調整控除の額

前記(6)のとおり、合計課税所得金額は●●万●●●●円(200万円以下)であるから、審査請求人の令和7年度分の市民税・県民税に係る調整控除の額は、市民税が1,500円、県民税が1,000円となる(5万円(5万円と●●万●●●●円(合計課税所得金額)のいずれか少ない額)に、市民税は3パーセントを、県民税は2パーセントを乗じて算出した額)。

(9) 所得割の額(調整控除後)

審査請求人の令和7年度分の市民税・県民税に係る調整控除後の所得割の額は、前記(7)の調整控除前の所得割の額から前記(8)の調整控除の額をそれぞれ控除した、市民税が●万●●●●円(●万●●●●円－1,500円)、県民税が●万●●●●円(●万●●●●円－1,000円)(いずれも100円未満の端数切捨て)となる。

(10) 均等割の額

審査請求人の令和7年度分の市民税・県民税に係る均等割の額は、市民税が3,000円、県民税が1,500円となる。

(11) 課税額

審査請求人の令和7年度分の市民税・県民税及び森林環境税の額は前記(9)の所得割の額、前記(10)の均等割、森林環境税の額をそれぞれ合計した額●万●●●●●円(市民税が●万●●●●円、県民税が●万●●●●円、森林環境税が1,000円)となる。

(12) 均等割、所得割及び森林環境税を課することができない者の該当性

ア 審査請求人の合計所得金額及び総所得金額は前記(2)及び(3)のとおり、●●万●●●●円であり、本件確定申告書のとおり、審査請求人に同一生計配偶者及び扶養親族はいない。

前記第3の1(1)キ及びケのとおり、市民税及び県民税の均等割が課され

ない合計所得金額は３８万円以下、所得割が課されない総所得金額等は４５万円以下となる。また、前記第３の１（２）オのとおり、森林環境税が課されない合計所得金額は３８万円以下となる。

したがって、審査請求人は、前記所得基準に基づく均等割、所得割及び森林環境税の非課税要件には該当しない。

イ 審査請求人は、障害者手帳の交付を受けている事実はなく、障害者控除の対象となる要件を満たす資料を提出していないため、審査請求人は、障害者には該当しない。

法における未成年者とは、１８歳未満の者を指している。審査請求人は７５歳であることから、審査請求人は、未成年者には該当しない。

法におけるひとり親とは、現に婚姻していない又は配偶者の生死の明らかでない者で、生計を一にする子を有し、その子の所得が一定以下である者であることが要件となっている。しかし、審査請求人からは、生計を一にする子が存在するとの主張や資料は提出されていない。よって、審査請求人は、ひとり親には該当しない。

法における寡婦とは、夫と離別した後婚姻していない者、夫と死別した後婚姻していない者等を前提としている。したがって、審査請求人は、寡婦には該当せず、さらに法の改正により、令和３年度からひとり親制度が創設される一方で寡夫制度は廃止されたため、審査請求人は、寡夫にも該当しない。

したがって、審査請求人は、法に定める障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦のいずれにも該当せず、人的要件に基づく均等割及び所得割の非課税要件にも該当しない。

第５ 調査審議における審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張の要旨

第４の１のとおりである。

２ 審査庁の主張の要旨

第４の２のとおりであり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、棄却すべきである。

第６ 争点整理

本件の争点は、審査請求人が令和７年度において、市民税・県民税及び森林環境税の非課税要件に該当するか否かにある。

第７ 答申の理由

１ 認定した事実

- (１) 審査請求人は、令和７年１月１日現在、みよし市に住所を有していた。
- (２) 審査請求人は、令和６年１２月３１日現在の年齢が７５歳であった。

- (3) 審査請求人は、令和7年3月14日、豊田税務署長に対し、本件確定申告書を提出した（令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書）。
- (4) 審査請求人は、令和6年中、公的年金収入として●●●万●●●●円を得ており、これ以外の所得はなかった（令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書）。なお、本件確定申告書の⑤欄には、源泉徴収税額の合計額が●●●●円と記載されている。
- (5) 審査請求人には、令和6年12月31日現在、同一生計配偶者及び扶養親族はいなかった。
- (6) 処分庁みよし市長は、令和7年6月10日、審査請求人に対し、本件処分を行い、これを通知するため、「令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知兼公的年金からの特別徴収通知書変更通知書」を送付した。
- (7) 審査請求人は、同月12日、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

2 争点に対する判断

(1) 争点の所在

本件審査請求の争点は、第5で記載したとおり、審査請求人が令和7年度において、市民税・県民税及び森林環境税の非課税基準に該当するか否かにある。

(2) 処分庁の算定過程の適法性

処分庁は、審査請求人が豊田税務署に対して提出した本件確定申告書に基づき、公的年金等に係る所得を算定し、社会保険料控除及び基礎控除を適用した上で課税総所得金額を求め、法第314条の3第1項、同法第310条及び第38条並びに森林環境税法第5条等に定める税率を適用して課税額を算定している。

その算定過程は、所得税法第35条、租税特別措置法第41条の15の3、並びに法第314条の2、同第314条の3等の定めに従ったものであり、計算上の誤りや法令の解釈適用の誤りは認められない。

(3) 所得基準による非課税該当性

審査請求人の令和6年中の合計所得金額は●●万●●●●円であり、同一生計配偶者及び扶養親族がいないことから、法第295条第3項、市税条例第26条第2項、法附則第3条の3第1項及び第4項、市税条例附則第5条第1項並びに森林環境税法第4条第1項第3号等に定める非課税基準額（38万円又は45万円）をいずれも超過している。

したがって、審査請求人は、所得基準による均等割、所得割及び森林環境税の非課税要件には該当しない。

(4) 年金収入148万円基準に関する主張について

審査請求人は、令和6年の年金収入は●●●万円であり、年間年金収入が148万円以下に該当するから非課税となる旨主張する。

しかしながら、本件確定申告書の「所得の内訳」欄には、年金として●●●万●●●●円、●●万●●●●円及び●●万●●●●円の各収入が記載されており、これらを合計した公的年金等収入金額は●●●万●●●●円である。

したがって、審査請求人の年間年金収入は●●●万円ではない。

なお、65歳以上で同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合において、公的年金等収入のみであるときは、早見表的に148万円以下であれば非課税と説明されることがあるが、これは法令に基づき算定された合計所得金額が非課税基準額（38万円又は45万円）以下となる場合を収入額に換算した結果にすぎない。

本件においては、公的年金等収入金額は●●●万●●●●円であり、公的年金等控除額を差し引いた後の合計所得金額は●●万●●●●円であるから、いずれにしても非課税基準額を超過している。

したがって、審査請求人の前記主張は採用することができない。

(5) 人的要件による非課税該当性

さらに、法第24条の5第1項第2号及び法295条第1項第2号において均等割及び所得割が非課税となる人的要件としては、障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦に該当する場合が定められているところ、審査請求人は令和6年12月31日現在75歳であり未成年者に該当しない。また、障害者手帳の交付を受けている事実その他障害者に該当することを認めるに足りる資料は提出されていない。さらに、生計を一にする子を有するとの主張又は資料はなく、ひとり親に該当する事実も認められない。加えて、法改正により寡夫制度は廃止されており、審査請求人が寡婦に該当する事実も認められない。

したがって、審査請求人は、人的要件に基づく均等割及び所得割の非課税要件にも該当しない。

(6) 源泉徴収税額●●●●円の主張について

審査請求人は、源泉徴収税額の合計額が●●●●円であることから、住民税も非課税となる旨主張する。

しかしながら、所得税と個人住民税とは、それぞれ別個の税目であり、課税要件及び非課税基準も異なる。

所得税において源泉徴収税額が●●●●円であることは、住民税の課税の有無を直ちに左右するものではない。

住民税の課税の有無は、法及び関係法令に基づき算定された合計所得金額等が非課税基準額を超過するか否かによって判断されるものである。

したがって、本件において源泉徴収税額の合計額が●●●●円であることは、本件処分の適法性に影響を及ぼすものではない。

(7) 小括

以上によれば、審査請求人は、市民税・県民税の均等割及び所得割並びに森林環境税を課することができない者には該当しない。

第8 まとめ

以上の点から、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当である。よって、第1の結論記載のとおり答申する。

みよし市行政不服審査会

会長 坂口 良行

委員 南谷 直毅

委員 倉橋 洋子

委員 石井 拓児

委員 深谷 陽子